

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、女性と男性がともに女性差別等女性に関する諸問題（以下「女性問題」という。）について、認識を深め、その解決を図るための諸事業を行い、もって女性と男性が社会のあらゆる分野に分け隔てなく参画する男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供
- (2)男女共同参画の推進に関する調査研究
- (3)男女共同参画の推進に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発
- (4)男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催
- (5)男女共同参画を推進する人材の育成
- (6)女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談
- (7)男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進及び自主活動への支援
- (8)委託を受けたこうち男女共同参画センターの管理運営
- (9)その他前各号に掲げる事業を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産は、次に掲げるものとする。

- (1)設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2)基本財産とすることを指定して寄附された財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度開始の日の前日までに高知県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度終了後3か月以内に高知県知事に提出しなければならない。

3 この法人は、定時評議員会の終結後、遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第45条第1項第9号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第10条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員の報酬及び費用弁償等に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員のうちから評議員会において互選する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1)理事及び監事の選任又は解任

(2)理事及び監事の報酬等の額

(3)評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5)定款の変更

(6)残余財産の処分

(7)基本財産の処分又は除外の承認

(8)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)監事の解任

(2)評議員に対する報酬等の支給の基準

(3)定款の変更

(4)基本財産の処分又は除外の承認

(5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定員を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び評議員会において議事録署名人として選任された評議員2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 5名以上10名以内

(2)監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他の特別な関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、法人の業務を執行し、専務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2)理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (3)理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (4)前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (5)前号の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、理事会を招集すること。
- (6)理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7)理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれら

の行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び評議員会の決議した監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員の報酬及び費用弁償等に関する規程による。

(役員の損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の責任限定契約)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

なお、責任の限度額は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4)第24条第1項第4号及び第5号の規定により監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第8章 運営委員会

(運営委員会)

第38条 第4条各号に掲げる事業の円滑な促進を図るため、必要に応じてこの法人に運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会の設置、運営その他必要な事項は、理事会の決議により、別に定める運営委員会設置規程による。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、高知県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。

（解散）

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の目的をもつ他の公益財団法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第42条 この法人が清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の目的をもつ他の公益財団法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に帰属するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第43条 この法人の公告の方法は、電子公告とする。

第11章 事務局

（事務局）

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の決議により別に定める。

（帳簿及び書類の備置き）

第45条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1)定款
 - (2)理事、監事及び評議員の名簿
 - (3)評議員会及び理事会の議事録
 - (4)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (5)事業計画書及び収支予算書
 - (6)資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (7)事業報告書及び計算書類等
 - (8)監査報告書
 - (9)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (10)その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て別に定める情報公開規程によるものとする。

第12章 雑則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は速瀬 愛子、専務理事は中島 佳代子とする。